

# 茨城県報 第417号

平成5年1月28日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●字の区域の変更(地方課) .....	1
●国民健康保険医等の登録の移管(医療福祉課) .....	2
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課) .....	2
●共済契約の締結の申込みについての同意成立の届(漁政課) .....	2
●土地収用法による事業の認定(用地課) .....	3
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課) .....	3
●道路の供用の開始(4件)( " ) .....	6
●土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更の認可(都市整備課) .....	8

### 公告

●宅地建物取引業の免許に関する聴聞(建築指導課) .....	8
●開発行為の工事完了(3件)( " ) .....	9
●道路の位置の指定(2件)( " ) .....	9

### 正誤

●平成4年12月11日付け茨城県報号外第187号中 .....	10
---------------------------------	----

## 告示

### 茨城県告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により八郷町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字上林字猪穴に変更する区域

大字上林字前嶋後 608の3

大字浦須字東前 355の4

同 字小山 357

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

**茨城県告示第86号**

国民健康保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に伴い、次のとおり国民健康保険医等の登録を移管したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

登録記号番号	登録年月日	国民健康保険医等氏名
茨国医 8572	H. 1. 8. 1	井 上 真 治
茨国医 8573	S. 55. 12. 16	藤 本 貴 子
茨国医 8574	S. 54. 12. 25	鬼 澤 信
茨国歯 2580	H. 3. 6. 18	福 田 ひ と み

**茨城県告示第87号****第二種大規模小売店舗に関する公示**

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条の2第3項の規定により公示する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 カスミ

## 2 建物の名称及び所在地

大宮コミュニティタウン

那珂郡大宮町姥賀526-1外

**茨城県告示第88号**

特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについて、次の者から同意成立の届があり、当該同意は、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第2項に規定する要件に適合しているので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 届 出 者

北茨城市平潟町284

鈴 木 時 雄

北茨城市平潟町21

高 橋 儀 久

北茨城市平潟町202 高 橋 照 尚

茨城県告示第89号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 下妻市
- 2 事業の種類 下妻市役所増築事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分 茨城県下妻市大字本城町二丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
下妻市役所

茨城県告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字西塩子 字上ノ内下320番1地先から	旧	メートル 最大 8.0	メートル 515.0	
		最小 5.0		
那珂郡大宮町大字西塩子 字門前平134番1地先まで	新	最大 8.0 最小 5.0	515.0	バイパス及び現道 拡幅
		最大 16.0 最小 12.0	520.0	

## 茨城県告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県道 取手東線	取手市取手甲1091番10地先から	旧	最大 12.4 最小 8.5	160.0	現道拡幅
	取手市取手甲1070番1地先まで	新	最大 16.5 最小 16.0	160.0	
県道 藤代板戸井岩井線	北相馬郡守谷町大字大柏字前坪 383番1地先から	旧	最大 12.4 最小 6.0	396.0	現道拡幅
	北相馬郡守谷町大字大柏字中坪 512番1地先まで	新	最大 21.0 最小 12.7	390.0	
県道 谷田部牛久線	稲敷郡茎崎町大字高崎 2304番145地先から	旧	最大 7.6 最小 5.7	660.0	現道拡幅
	稲敷郡茎崎町大字高崎 1番36地先まで	新	最大 13.0 最小 11.0	660.0	

## 茨城県告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 5962番地先から	旧	最大 8.0 最小 7.3	59.0	迂回路設置
	稲敷郡河内村大字源清田 6011番地先まで	新	最大 13.2 最小 7.4	59.0	
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 951番1地先から	旧	最大 7.4 最小 5.4	86.0	迂回路設置
	稲敷郡河内村大字源清田 6059番地先まで	新	最大 14.0 最小 5.5	86.0	
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 6073番地先から	旧	最大 9.0 最小 7.4	61.6	迂回路設置
	稲敷郡河内村大字源清田 930番1地先まで	新	最大 17.5 最小 7.4	61.6	
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 1590番4地先から	旧	最大 8.6 最小 6.5	45.8	迂回路設置
	稲敷郡河内村大字源清田 1590番1地先まで	新	最大 11.0 最小 6.5	45.8	
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 6142番地先から	旧	最大 7.0 最小 5.4	57.3	迂回路設置
	稲敷郡河内村大字源清田 6144番地先まで	新	最大 12.8 最小 5.4	57.3	



## 茨城県告示第93号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 谷 田 部 藤 代 線	稲敷郡荖崎町大字上岩崎字狐塚1779番1地先から 稲敷郡荖崎町大字上岩崎字日枝西1185番地先まで	平成5年1月28日
県道 谷 田 部 藤 代 線	稲敷郡荖崎町大字上岩崎字細見道192番34地先から 稲敷郡荖崎町大字上岩崎字細見道192番41地先まで	同 上
県道 千 葉 竜 ヶ 崎 線	北相馬郡利根町大字布川字東前2339番1地先から 北相馬郡利根町大字中田切字上坪424番地先まで	同 上
県道 藤代板戸井岩井線	北相馬郡守谷町大字大木字小水間903番6地先から 北相馬郡守谷町大字大木字観音前1020番1地先まで	同 上
県道 谷 田 部 牛 久 線	稲敷郡荖崎町大字高崎2304番145地先から 稲敷郡荖崎町大字高崎1番36地先まで	同 上

## 茨城県告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 門井山方線
- 2 供用開始の区間 那珂郡大宮町大字西塩子字上ノ内下320番1地先から  
那珂郡大宮町大字西塩子字門前平134番1地先まで

3 供用開始の期日 平成 5 年 1 月 28 日

茨城県告示第 95 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 5 年 1 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 294号
- 2 供用開始の区間 北相馬郡守谷町松ヶ丘1丁目4番3地先から  
北相馬郡守谷町大字守谷字向原237番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 5 年 1 月 28 日

茨城県告示第 96 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年1月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 5 年 1 月 28 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 5962番地先から 稲敷郡河内村大字源清田 6011番地先まで	平成 5 年 1 月 30 日
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 951番 1 地先から 稲敷郡河内村大字源清田 6059番地先まで	同 上
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 6073番地先から 稲敷郡河内村大字源清田 930番 1 地先まで	同 上
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 1590番 4 地先から 稲敷郡河内村大字源清田 1590番 1 地先まで	同 上
県道 取手東線	稲敷郡河内村大字源清田 6142番地先から 稲敷郡河内村大字源清田 6144番地先まで	同 上

## 茨城県告示第97号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき酒門千束土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第2項の規定により公告する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 酒門千束土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和63年7月14日から平成6年3月31日まで
- 3 施 行 地 区 水戸市酒門町字千束、字下千束の各一部  
元石川町字千束七ッ井戸、字七ッ井戸、字千束の各一部
- 4 事務所の所在地 水戸市酒門町字千束1312番地の1
- 5 設立認可の年月日 昭和63年7月14日
- 6 変更の主な内容 ○施行前後の地積の変更、○施行期間の変更、○資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日 平成5年1月28日

---

公 告

---

## ●宅地建物取引業の免許に関する聴聞

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第69条第1項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 日 時 平成5年2月15日(月)午後1時30分
- 2 場 所 水戸市三の丸1丁目5番38号  
県庁本庁舎地下1階第一会議室
- 3 被 聴 聞 者  
名 称 竹 江 建 設  
代表者氏名 竹 江 浩  
事務所所在地 東茨城郡内原町大字杉崎801番地の3  
免 許 番 号 茨城県知事(2)第3851号  
免 許 年 月 日 平成3年3月16日





●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字トトキ内2427番1

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷3264番

船 橋 ち よ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡那珂町菅谷字西新地4681番1, 同番2, 4682番1, 4683番1, 4685番5, 4686番5, 同番6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡那珂町菅谷663番32

株式会社 那珂ハウジング

代表取締役 川 野 勝 行

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡茎崎町高見原1丁目1番10, 同番177, 同番178, 同番179, 同番241

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡茎崎町高見原1丁目1番11号

平 林 幹 男

●道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年1月28日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第17号	5.1.14	森 清	新治郡千代田町 下稲吉2354-2	新治郡千代田町稲吉東 3丁目2445-10	メートル 4.30	メートル 34.50

水土木指令 第 41 号	5.1.18	細谷工業(株) (代)細谷和江	内原町中原841	西茨城郡友部町住吉字 湯五現729-2	4.00	107.20
-----------------	--------	--------------------	----------	------------------------	------	--------

---

**正 誤**

---

●平成4年12月11日付け茨城県報号外第187号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から3	3 2 2, 3 3 6	3 6 6, 2 7 2



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)